

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、呉市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年四月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
呉市冠崎集会所	呉市阿賀南九丁目 30 番 26 号	令和 7 年 4 月 1 日
呉市仁方老人集会所	呉市仁方棧橋通 3 番 5 号	令和 7 年 4 月 1 日
呉市桜ヶ丘老人集会所	呉市焼山桜ヶ丘二丁目 6 番 5 号	令和 7 年 4 月 1 日
呉市第三団地老人集会所	呉市焼山東二丁目 2 番 6 号	令和 7 年 4 月 1 日